

Weekly Report

第 745 号

令和6年5月7日

個人住民税の定額減税に係るQ & A

令和6年度分の個人住民税における定額減税（本人及び配偶者を含めた扶養親族の人数×1万円）については、給与所得に係る特別徴収の場合、地方公共団体から届く税額通知書に基づき実施します。

◆ Q & A

Q. 個人住民税における定額減税の対象者は？

A. 前年の合計所得金額が1805万円以下（給与収入のみの場合は年収2千万円以下）の個人住民税所得割の納税者です。

Q. 減税額の算定対象は？

A. 納税者本人と、控除対象配偶者及び扶養親族（居住者に限る）1人につき1万円が減税額となります（扶養親族等の判定時期は令和5年末の現況による）。なお、控除対象配偶者とは同一生計配偶者（生計を一する配偶者で前年の所得金額48万円以下）のうち、納税者の前年の所得金額が1千万円以下の場合の配偶者です。

Q. 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者は？

A. 前年の所得金額が1千万円超の納税者に同一生計配偶者がいる場合、令和6年度分における減税の算定対象ではありませんが、令和7年度分において1万円の控除が行われます。

Q. 給与所得に係る特別徴収の実施方法は？

A. 令和6年6月分は特別徴収を行わず、定額減税後の税額を令和6年7月分～令和7年5月分までの11カ月に均して徴収します。なお、定額減税の対象者ではない方は例年どおり6月分から徴収します。

Q. ふるさと納税の控除上限額に影響はある？

A. ふるさと納税の特例控除額の上限額は、定額減税前の税額で算定されるため、影響はありません。

住宅ローン減税の「子育て・若者夫婦世帯」

住宅ローン減税（住宅ローンを利用して住宅の取得等をした場合に年末ローン残高の0.7%を所得税から最大13年間控除）は令和6年度税制改正において、子育て世帯・若者夫婦世帯が新築住宅等に本年入居する場合、借入限度額を令和4・5年入居の水準（認定住宅：5千万円、ZEH住宅：4500万円、省エネ住宅：4千万円）とする措置が講じられました（令和7年も同様の措置を検討）。

子育て世帯・若者夫婦世帯とは、①19歳未満の扶養親族を有する世帯、又は②本人もしくは配偶者が40歳未満の世帯をいい、該当するか否かは本年12月末時点（扶養親族又は配偶者が年の中途に亡くなった場合はその時点）の現況によります。

手形等を下請代金とする場合の指導基準変更

長期の手形等が下請事業者の資金繰りの負担となっていることなどを踏まえ、本年11月から下請法上の運用を見直し、交付から満期日までの期間の基準（指導基準）が業種を問わず「60日」に短縮されることになりました。

具体的には、本年11月以降に親事業者が60日を超える手形や電子記録債権、一括決済方式を下請代金の支払手段として用いた場合は、下請法上の「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるとして指導の対象となります。